

令和7年度
第2回志布志市総合教育会議

令和7年11月11日（火）
午後4時～午後5時予定
志布志庁舎4階 庁議室

<会次第>

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

(1) 報 告

志布志市松山地域学校統合準備委員会について（P 1～7）

(2) 協 議

ア 学びの多様化学校の校名の選定について（P 8）

イ 志布志市立学校条例の一部を改正する条例（案）について（P 9～11）

ウ 教育課程の改善について（P 12～15）

4 そ の 他

5 閉 会

令和7年度 第2回志布志市総合教育会議 出席者名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	下 平 晴 行	
2	教育委員	松 原 治 美	
3	教育委員	島 津 陽 亮	
4	教育委員	津 町 千 代 子	
5	教育委員	益 田 裕 子	
6	教育長	福 田 裕 生	
7	副市長	溝 口 猛	
8	総務課長	鮎 川 勝 彦	
9	教育総務課長	児 玉 雅 史	
10	教育総務課 総務施設グループリーダー	橋 本 淳 二	
11	教育総務課 学校給食グループリーダー	本 田 博 文	
12	学校教育課長	淀 修 司	
13	学校教育課参事兼学校教育 グループリーダー兼指導主事	濱 田 浩 司	
14	学校教育課参事兼指導主事	前 畑 あ さ よ	
15	学校教育課 学事グループリーダー	川 崎 喜 代 人	
16	生涯学習課長	河 野 尚 仁	
17	生涯学習課 社会教育グループリーダー	和 佐 修 一	
18	生涯学習課 文化財管理グループリーダー	小 村 美 義	
19	生涯学習課 図書館グループリーダー	田 之 口 俊 博	
20	総務課行政グループリーダー	下 出 克 也	

事務局

志布志市松山地域学校統合準備委員会

	区分	氏名	備考
1	委員長	中村 幸一郎	松山中学校 校長
2		井口 俊二	松山小学校 校長
3		飛松 正文	泰野小学校 校長
4		福 和人	尾野見小学校 校長
5		前田 英樹	松山小学校保護者代表
6		中井 雄一	泰野小学校保護者代表
7		山下 清己	尾野見小学校保護者代表
8		渡邊 春宣	松山中学校保護者代表
9		川上 渉	新橋地区コミュニティ協議会
10		村中 洋人	泰野校区コミュニティ協議会
11		大野 洋一	尾野見コミュニティ協議会
12		野村 広志	松山小学校学校運営協議会
13		下曾小川 省一	泰野小学校学校運営協議会
14		福別府 浩	尾野見小学校学校運営協議会
15		中西 浩二	松山中学校運営協議会
16		宮田 清史	城南保育園 園長
17		前田 和彦	みどり保育園 園長
18		藤田 大樹	城南保育園 保護者代表
19		草ノ瀬 祐作	みどり保育園 保護者代表
20		園田 留奈	さゆり保育園 保護者代表
21		小屋敷 浩昭	鹿児島大学教授

報告

- (1) 松山地域児童・生徒へのアンケート報告

議事

- (1) 志布志市松山地域学校統合準備委員会の基本的な考え方及び今後の進め方等について
 (2) 志布志市松山地域学校統合準備委員会専門部会について

志布志市松山地域学校統合準備委員会の基本的な考え方及び今後の進め方等について

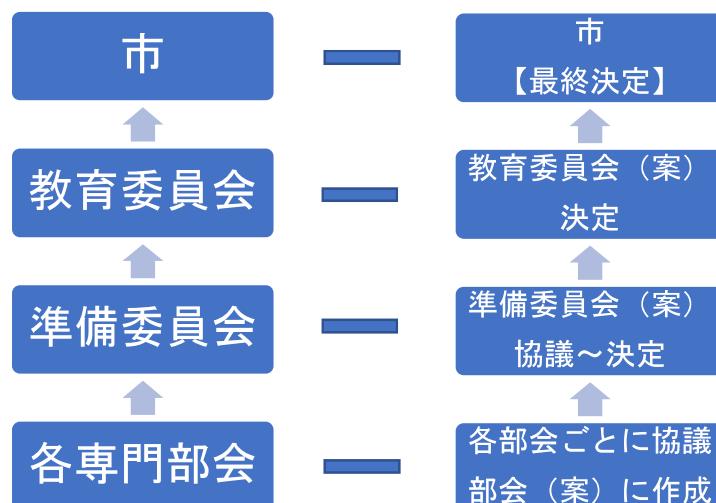
1 基本的な考え方

志布志市松山地域学校統合準備委員会では、令和11年4月の学校開校に向けて円滑な準備を図ることを目的に、必要な事項を協議し、基本方針を決定する。

(準備委員会は3回/年程度 実施)

2 今後の進め方

- (1) 各専門部会において、統合準備における詳細を協議する。(各部会3回/年 実施)
児童生徒アンケートにあった思いに寄り添って、協議を進めていきたいと思います。
- (2) 各専門部会で協議したことを、準備委員会に報告、協議、了承したものが準備委員会の統一意見となります。



松山地域学校統合準備委員会 組織図

松山地域学校統合準備委員会	専門部会		構成		庶務担当	
	構成	検討事項	部員	人数	正	副
◎松山中校長	1	閉校、開校等の式典行事	◎松山小校長	1		
小学校長	3	学校財産	教頭	4		
小中PTA	4	沿革史	担当教諭	4		
コミュニティ協議会	3	教育環境の整備	事務職員	4		
学校運営協議会	4	校名・校章・校歌	コミュニティ協議会	3		
こども園等	3	その他	学校運営協議会	4		
こども園等保護者	3		計	20		
その他	3					
計	24					
庶務担当			◎泰野小校長	1		
教育総務課			教頭	4		
			教務担当教諭	4		
			担当教諭	4		
			計	13		
			◎尾野見小校長	1		
			教頭	4		
			担当教諭	4		
			小中PTA	4		
			計	13		
			教育総務課			
			学校教育課			
			生涯学習課			
			合計	46		

志布志市松山地域学校統合準備委員会【総務部会】

	区分	氏名	備考
1	総務部会 部長	井口 俊二	松山小学校 校長
2		牧山 隆志	松山小学校 教頭
3		柳 守浩	泰野小学校 教頭
4		赤池 美保	尾野見小学校 教頭
5		地徳 友美	松山中学校 教頭
6		溝口 その	松山小学校 教諭
7		高島 和英	泰野小学校 教諭
8		中西 裕子	尾野見小学校 教諭
9		木佐貫 一秀	松山中学校 教諭
10		小松 育雄	松山小学校 事務職員
11		浅井 公太	泰野小学校 事務職員
12		與倉 勝代	尾野見小学校 事務職員
13		東 真理子	松山中学校 事務職員
14		川上 渉	新橋地区コミュニティ協議会
15		村中 洋人	泰野校区コミュニティ協議会
16		大野 洋一	尾野見コミュニティ協議会
17		野村 広志	松山小学校運営協議会
18		下曾小川 省一	泰野小学校運営協議会
19		福別府 浩	尾野見小学校運営協議会
20		中西 浩二	松山中学校運営協議会

志布志市松山地域学校統合準備委員会【学校運営・教務部会】

	区分	氏名	備考
1	学校運営・教務部会 部長	飛松 正文	泰野小学校 校長
2		牧山 隆志	松山小学校 教頭
3		柳 守浩	泰野小学校 教頭
4		赤池 美保	尾野見小学校 教頭
5		地徳 友美	松山中学校 教頭
6		上池 陽一	松山小学校 教務担当教諭
7		今村 千穂	泰野小学校 教務担当教諭
8		中西 裕子	尾野見小学校 教務担当教諭
9		平 寧	松山中学校 教務担当教諭
10		野村 裕樹	松山小学校 教諭
11		大六野 紗希	泰野小学校 教諭
12		岩切 輝行	松山中学校 教諭

志布志市松山地域学校統合準備委員会【通学・制服・PTA部会】

	区分	氏名	備考
1	通学・制服・PTA部会 部長	福 和人	尾野見小学校 校長
2		牧山 隆志	松山小学校 教頭
3		柳 守浩	泰野小学校 教頭
4		赤池 美保	尾野見小学校 教頭
5		地徳 友美	松山中学校 教頭
6		川東 美香	松山小学校 担当教諭
7		都外川 聖子	泰野小学校 担当教諭
8		中西 裕子	尾野見小学校 担当教諭
9		中山 繁	松山中学校 担当教諭
10		前田 英樹	松山小学校 保護者代表
11		中井 雄一	泰野小学校 保護者代表
12		山下 清己	尾野見小学校 保護者代表
13		渡邊 春宣	松山中学校 保護者代表

松山地域学校統合準備委員会 専門部会での協議事項（案）

令和7年度

総務部会	協議事項
第1回 令和7年11月	(1) 校名、校章、校歌について ア 学校名称の選定方法について イ 校章の選定方法について ウ 校歌の作詞作曲の選定方法について (2) 閉校式典行事について ア 閉校式典の進め方について (3) 「教育のまち松山」を目指す施策について ア アンケート結果報告
第2回 令和8年1月～2月	(1) 校名、校章、校歌について (2) 閉校式典行事について (3) 学校財産について

学校運営・教務部会	協議事項
第1回 令和7年 11月6日（木）	(1) 交流事業について ア 令和8年度児童・生徒間交流事業計画について (2) 「教育のまち松山」を目指す施策について ア アンケート結果報告
第2回 令和8年1月～2月	(1) 交流事業について (2) 学校運営、グランドデザイン、「教育のまち松山」を目指す施策について

通学・制服・PTA部会	協議事項
第1回 令和7年11月	(1) 制服、体育服の取扱いについて ア 取扱い方針（案）策定 (2) 通学路、通学方法及びスクールバスの運行基準・経路について (3) 「教育のまち松山」を目指す施策について ア アンケート結果報告
第2回 令和8年1月～2月	(1) 制服、体育服の取扱いについて (2) 通学路、通学方法及びスクールバスの運行基準・経路について

松山地域の学校統合準備委員会・義務教育学校開校準備 今後のスケジュール（案）【随時更新】

主な業務	令和7年度（4年前）												令和8年度（3年前）												令和9年度（2年前）												令和11年度 4月							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
松山地域学校統合準備委員会	10/29																																											
総務部会																																												
1 開校、開校等の式典執行																																												
1 事																																												
2 学校財産																																												
3 沿革史																																												
4 教育環境の整備																																												
5 校名・校章・校歌																																												
6 その他																																												
学校運営・教務部会																																												
1 学校運営、グランドデザイナー等																																												
1 「教育のまち松山」の目標達成方略と実現するための施策																																												
3 教育課程																																												
4 交流学習・児童生徒の交流																																												
5 その他																																												
通学・制服・PTA部会																																												
1 通学路・通学方法																																												
2 スクールバスの運行基準・経路																																												
3 制服、体育服等の取扱い																																												
4 PTAの組織運営、規約等																																												
5 PTAの交流																																												
6 その他																																												

義務教育学校開校

第7回市学びの多様化に係る基本構想策定検討委員会における校名選定の報告

1 校名選定までの経緯

- ① インターネットでの校名募集（40件）から重複や回答に沿わないものを除く。
→23件へ絞り込む。
- ② ①の23件を市教育委員会内でアンケート調査を行う。また、体験通所の中学生の意見を参考に検討する。→11件へ絞り込む。
- ③ 本検討委員会で協議・選定する。→4件へ絞り込む。

2 選定時の委員等からの意見に基づく留意点

- ・ 平仮名の可愛らしい印象の校名、○○の里のような校名、しぶし〇〇学園のように平仮名の「しぶし」が入っている校名は、体験通所の中学生がよい印象をもっていないことに留意した方がよい。
- ・ 特別視されるような校名ではなく、普通の学校らしい校名がふさわしい。
- ・ 学校説明会において、児童から「学校」を使ってほしくないとの意見があつたため、校名は「学校」ではなく「学園」がふさわしい。
- ・ 近隣の企業名や施設名と同じ名称については、避けた方がよい。
- ・ 後々のこと（履歴書に校名を記入すること等）も考慮し、愛校の念や学園への誇りを抱けるような校名がよい。

3 本委員会で選定した校名

	校名	込められた思い
1	志布志市立 ^{ゅうし} 悠志学園	学びの多様化学校の基本理念である「ゆっくり ジっくり」と自分のペースで学びを深め、志の精神をもって志布志の自然・文化・人・物に触れながら、仲間と共に未来を切り拓いていってほしいという願いを込めた。
2	志布志市立 ^{ゅうこう} 悠煌学園	学校は、児童生徒が穏やかにゆったりと自然体で過ごすことができる安心・安全な場所であるとともに、児童生徒一人一人が自分の素晴らしいところに気付き、輝き・煌めき、充実した未来を切り拓いてほしいという願いを込めた。
3	志布志市立 ^{こころざし} 志 ^し 学園	ふるさと志布志で、児童生徒一人一人が目標や夢をもち、他者への感謝の思いを大切にしながら、人や地域のために、そして自分自身の未来のために志をもって歩んでほしいという願いを込めた。
4	志布志市立志之風学園 ^{しのかぜ}	志布志の自然に親しみ、文化を学び、人に触れる中で、どこへでも吹き抜ける風のように、児童生徒が自由な発想をもち、しなやかに未来を歩んでいけるようにという願いを込めた。

志布志市立学校条例の一部を改正する条例（案）

志布志市立学校条例（平成18年志布志市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表2の表志布志市立伊崎田中学校の項中「志布志市有明町伊崎田8866番地」を「志布志市有明町伊崎田8845番地1」に改める。

別表2の表の次に次の1表を加える。

3 義務教育学校

名称	位置
(仮) 志布志市立学びの多様化学校	志布志市有明町野井倉1756番地11

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（志布志市暴力団排除条例の一部改正）

2 志布志市暴力団排除条例（平成24年志布志市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（志布志市いじめの防止等に関する条例の一部改正）

3 志布志市いじめの防止等に関する条例（令和元年志布志市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第22条中「第49条」の次に「及び第49条の8」を加える。

志布志市立学校条例 新旧対照表

	新	旧
(設置)		(設置)
第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第2条第1項の規定に基づき、 小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)を設置する。	第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第2条第1項の規定に基づき、 小学校及び中学校(以下「学校」という。)を設置する。	第1条 学校教育法(昭和22年法律第26号) 第2条第1項の規定に基づき、 小学校及び中学校(以下「学校」という。)を設置する。
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1 小学校	1 小学校	1 小学校
名称	名称	名称
志布志市立伊崎田小学校	志布志市立伊崎田小学校	志布志市立伊崎田小学校
2 中学校	2 中学校	2 中学校
名称	名称	名称
志布志市立伊崎田中学校	志布志市立伊崎田中学校	志布志市立伊崎田中学校
3 義務教育学校	(新設) (反) 義務教育学校	(新設) (反) 義務教育学校
名称	名称	名称
志布志市立伊崎田中学校	志布志市立伊崎田中学校	志布志市立伊崎田中学校
(反) 志布志市立伊崎田中学校	(反) 志布志市立伊崎田中学校	(反) 志布志市立伊崎田中学校
2 多様化学校	2 多様化学校	2 多様化学校

附則第2項

	新	旧
(青少年に対する教育等のための措置)		(青少年に対する教育等のための措置)
第11条 市は、その設置する小学校、中学校及び義務教育学校において、そ の児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、 及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要 に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。	第11条 市は、その設置する小学校、中学校及び義務教育学校において、そ の児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、 及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要 に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。	第11条 市は、その設置する小学校、中学校及び義務教育学校において、そ の児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、 及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要 に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。
2 略	2 略	2 略

附則第3項

志布志市いじめの防止等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(出席停止その他の措置)</p> <p>第22条 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条及び<u>第49条の8</u>）において準用する場合を含む。）の規定により児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるようにするために措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校 及び高等学校をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(出席停止その他の措置)</p> <p>第22条 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条及び<u>第49条の8</u>）において準用する場合を含む。）の規定により児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けるようにするために措置を速やかに講ずるものとする。</p>

教育課程の改善について

令和7年11月7日

今日、不登校やいじめ、特別な支援を要する児童生徒への対応、深刻な教員不足など、学校教育を取り巻く課題は多岐に及んでいる。これらのことと踏まえて、鹿児島県教育委員会から令和7年9月10日付で、「今後の教育課程編成の改善及び実施について（通知）」が出された。

このことを受けて、本市においても活力に満ちた魅力ある学校づくりを推進するため、始業式・入学式の日程と土曜授業の在り方の2件について下記の通り改善を図りたい。

1 入学式、始業式の期日について

(1) 現状と改善の方向

現在、県内で多くの小・中学校が4月6日に始業式、入学式を実施している。本市においても同様の日程であるが、年度始めに当たり、事前に学校経営方針の共通認識や十分な児童生徒理解を図る必要があることから、4月1日以降、始業式まで5日間（週休日を除く）の準備期間を確保するとともに、担任と児童生徒がじっくりと信頼関係を築くため、入学式は別日とする。

(2) 具体的日程について（案）※ 学校管理規則の改正が必要

→ 始業式：4月8日、入学式：4月9日

2 土曜授業について

(1) 現状と改善の方向

これまで県下全市町村において年10回程度実施し、充実した学習や豊かな体験活動など、多くの成果を上げている。本市においても、令和7年度は各学校において6回程度実施している。一方、全国的には縮小・廃止の傾向が進み、本県の教職員や保護者等からも縮小や廃止に向けた意見があることから、本市においても、下記のとおり内容を精選した上で実施するものとする。

(2) 具体的改善（案）

→ 地域と連携した価値ある活動等に精選する。なお、実施する場合は、年3回程度までとする。

3 スケジュールについて

(1) 入学式、始業式の期日について

総合教育会議（11/11）→定例教育委員会（R8：1月）→管理規則等を改正

(2) 土曜授業について

土曜授業については、各学校において、その必要性を校長が判断し、実施する場合は年3回程度とし、教育課程を編成する。

鹿教義第242号
鹿教教第301号
令和7年9月10日
(義務教育課・教職員課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

今後の教育課程編成の改善及び実施について（通知）

現在、国においては児童生徒が社会で活躍する2040年代を展望し、これまでの初等中等教育のよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配意しながら、新たな時代にふさわしい教育の在り方について検討されており、その中で、特に教育課程の編成に関して、様々な見直しを通じた教育の質の向上に資する可能性についても検討されています。

本県では、各学校における教育課程の編成について、「各学校における授業時数等の取扱いについて（依頼）」（令和5年10月31日付け鹿教義第231号）を踏まえ、特に、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成している学校を中心に、総授業時数等の点検及び見直しが進められ、総授業時数が標準授業時数を大幅に上回る学校は減少している一方で、学校行事等の施行規則別表外の活動については、教育的価値を再確認し、精選・重点化する必要があると考えています。

また、土曜授業については、「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について（通知）」（平成26年12月3日付け鹿教義第541号）を踏まえ、各市町村教育委員会と各学校の連携のもと、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を実施するなど、一定の成果が見られると考えています。

今後とも、教育課程編成の改善及び実施に向けて、下記のとおり柔軟な教育課程の編成や総授業時数等の適正化が図られるよう各学校への周知及び指導助言をお願いします。

記

1 教育課程の編成・実施について

- (1) 教育課程の編成・実施に当たっては、児童生徒が自らのよさや可能性に気づき、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、学校と社会が理念を共有しながら、学びの内容と方法を明確にし、社会との連携・協働を通じて「社会に開かれた教育課程」を実現すること。
- (2) 地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、目指す子ども像や育成すべき資質・能力を明確にし、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図ること。

2 授業時数の取扱いについて

(1) 年間総授業時数（標準授業時数及び余剰時数）の適正確保

ア 年間総授業時数は、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るため、カリキュラム・マネジメントの確立を図ること。

イ 計画段階で、年間総授業時数が1,086単位時間を上回ることのないように余剰時数を設定すること。

(2) 余剰時数（予備時数）の設定

ア 児童や地域の実態を十分に考慮して、児童生徒の負担過重にならない限度で、計画段階の標準授業時数を上回った時数で指導することが可能であること。

イ 不測の事態に備えることのみを過剰に意識して、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないこと。

(3) 施行規則別表外の見直し

ア 学校行事については、慣例的に行っている部分を再度見直し、教育上、真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ること。

イ 年度始めの始業日の設定の在り方など、学校経営方針の共通認識や十分な児童生徒理解を図る取組を検討すること。

3 土曜授業について

(1) 基本方針

実施に当たっては、保護者、地域住民、関係団体等との連携を強め、土曜日に実施することの利点を生かすなど、社会全体での教育力の向上にも努めること。

(2) 実施上の留意点

ア 授業は土曜日の半日単位で、地域と連携するなど価値ある教育活動等に精選し、実施する場合は、年3回程度までとし、教育課程に位置付けること。

イ 職員の勤務については、「鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について」(平成26年3月24日付け鹿教教第537号通知)、「土曜日等に実施する授業に係る勤務の振替期間の特例等について」(平成26年3月24日付け鹿教教第538号通知)により、適切に振替の措置を行うこと。

ウ 実施に当たっては、文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部改正について」(平成25年11月29日付け25文科初第977号通知)の第3「留意事項」を参考にすること。

(3) 従前の通知の廃止

「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について(通知)」(平成26年12月3日付け鹿教義第541号)については、廃止する。

【参考資料】

- ① 「各学校における授業時数等の取扱いについて（依頼）」（令和5年10月31日付け鹿教義第231号）
- ② 「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意事項等について（通知）」（平成26年12月3日付け鹿教義第541号）
- ③ 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（令和6年12月25日付け文部科学省諮詢）
- ④ 「『教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）』（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）」（令和5年9月8日付け文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長）
- ⑤ 「鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（平成26年3月24日付け鹿教教第537号通知）
- ⑥ 「土曜日等に実施する授業に係る勤務の振替期間の特例等について」（平成26年3月24日付け鹿教教第538号通知）

[連絡先]

義務教育課主任指導主事兼義務教育係長 假屋 099-286-5300
教職員課主幹兼小中学校人事管理係長 栗山 099-286-5267

M e m o